



21 高教政第 1446 号
平成 21 年 12 月 25 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
（公印省略）

コンピュータ・ソフトウェアの違法コピー、不正利用防止について（通知）

平素より、教職員の服務規律の徹底及び教育の情報化の推進にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、今年になり、奈良市や北海道庁、石川県庁等において、コンピュータ・ソフトウェアの違法コピー、不正利用が相次ぎ、多額の賠償金、和解金を支払う等の必要が生じる結果となっています。

コンピュータ・ソフトウェアは、ソフトウェアベンダー等によって、膨大な時間と労力をかけて開発された著作物であり、文章や音楽、絵画等と同じく、日本国著作権法や国際条約によって保護されています。また、違法コピー、不正利用されているコンピュータ・ソフトウェアについては、必要なサポート、メンテナンスが受けられないなど、コンピュータ・ネットワークのセキュリティ上も重大な問題をはらんでいます。

つきましては、今後、教育の情報化を一層進め、教育や業務の改善を行っていくうえで、必要なライセンスの取得等、コンピュータ・ソフトウェアの適切な利用を進めていただくとともに、貴市町村（学校組合）教育委員会及び貴管内の各学校等、教育機関において、コンピュータ・ソフトウェアの違法コピー、不正利用が生じないように、徹底して周知を図るようお願いいたします。

（問い合わせ先）

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内 1-7-52

高知県教育委員会教育政策課

教育企画担当

TEL : 088-821-4904(直通) FAX : 088-821-4558